

「新たに生まれた子等」の取扱いにおける対象範囲の拡大に係る手続きについて
(住民税情報で確認できない「扶養する子」の確認)

住民税情報に反映されない一定の判定期間内に新たに生まれた子等で扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子についても、生計維持者と生計を同一にしていると認められる場合は「扶養する子」として計上し、判定をいたします。

※判定期間内に生計維持者に死別・離婚等の扶養の異動を伴う場合も対象となります。

※第Ⅰ区分から第Ⅳ区分であるが多子世帯と判定されなかった者や、春の在学採用において不採用となった者を含みます。(既に窓口にて相談・対応済みの者は除きます)

※令和7年在学採用の貸与奨学金申込で不採用になった者も該当すると採用になる場合もあります。

詳細については日本学生支援機構のホームページを確認してください。

[→こちら \(日本学生支援機構ホームページ\)](#)

【対象者（手続き）】

対象者	判定が適用される 支援期間の始期	対象となる出生等の期間 (判定期間)	申請書類提出期限
ア. 給付奨学金採用者 (令和6年度以前採用者)	令和7年4月	令和6年1月1日～ 令和7年3月31日	2025年9月26日(金)
イ. 給付奨学金採用者 (令和7年度予約採用者)	令和7年4月	令和6年1月1日～ 令和7年3月31日	2025年9月26日(金)
ウ. 令和7年度春の在学採用者 (給付・貸与の不採用者含む)	令和7年4月	令和6年1月1日～ 令和7年3月31日	2025年9月26日(金)
エ. 給付奨学金採用者 (令和6年度以前採用者及び 令和7年度9月までの採用者)	令和7年10月	令和7年1月1日～ 令和7年8月31日	2025年10月24日(金)
オ. 令和7年度秋の二次採用申請者 (給付・貸与どちらも)	令和7年10月	令和7年1月1日～ 令和7年8月31日	資料請求後、スカラネット入力 前に事前に相談してください。

申請を必要とする場合には【申請に必要な提出書類】を申請書類提出期限までに所属するキャンパスの奨学厚生課、学生教務課に提出してください。

【申請に必要な提出書類】

- (1) 『新たに生まれた子等』の数の申告書(学生ポータルへの添付ファイルのファイル4に添付)
- (2) (1)の対象となることを示す公的証明書類の写し等(コピー可)

※証明書類の例は(1)の申請書に記載していますので確認してください。

【お問合せ先】

- ・世田谷キャンパス 奨学厚生課
- ・厚木キャンパス 学生教務課
- ・北海道オホーツクキャンパス 学生教務課